長島町長選挙

12月15日告示
12月20日投開票

長島町選挙管理委員会は、長島町長の辞職に伴い長島町長選挙の日程を12月15日（火）告示、20日（日）投開票と決定しました。

選挙の立候補予定者説明会や立候補の届出、投票日程などは次のとおりです。

問い合わせ先
長島町選挙管理委員会
☎(86)1111［直通］



11月

立候補予定者説明会
- 日時　11月30日（月）
 午後1時30分～
- 会場　町開発総合センター　3階大会議室

12月

立候補の届出
- 日時　12月15日（火）
 午前8時30分～午後5時
- 会場　町開発総合センター　1階大ホール

期日前投票
- 日時　12月16日（水）～19日（土）
 獅子島地区は18日（金）まで
 午前8時30分～午後8時
- 会場
 役場本所・指江支所

投票
- 日時　12月20日（日）
 獅子島地区は19日（土）※1日繰上投票
 午前7時～午後7時
- 会場　町内26ヵ所 ※投票所入場券に記載

「三ない運動」の徹底



～政治家の寄付禁止ルール～

①政治家の寄付は禁止
②政治家の寄付を求めない
③政治家の寄付を受け取らない

長島町長選挙が12月に行われます。そこでこの機会に皆さんに知ってほしい、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることや有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも公職選挙法により禁止されています。

×寄付はNO！
×頼むのもNO！
×もらうの絶対NO！

明るい選挙のために「三ない運動」を徹底しましょう。

政治家の寄付禁止の対象例



×
お歳暮・
お年賀など



×
開店や落成式・開店祝いの花、葬儀や供花、お供えなど



×
お祭りへの寄付・差し入れ、町内会などの催物への寄志など



×
結婚祝※、香典※、入学・卒業祝いなど

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

【平時から禁止されているもの】

●政治家の寄付禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄付をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を脅迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄付を求めることも禁止されていて、脅迫して求めると処罰されます。

●後援団体の寄付の禁止
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄付以外の寄付をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

●関係団体の寄付の禁止
政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名の表示や氏名が類推されるような方法で寄付をすることは禁止されていて、選挙に関して寄付をすると処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されているもの】

●政治家の氏名などを冠した団体の寄付の禁止
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が選挙に関し選挙区内にある者に対して寄付をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

●請負などの契約の当事者の寄付の禁止
国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄付をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄付を受けることは、罰則を持って禁止されています。

【その他禁止行為】

○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状や寒中見舞などのあいさつ状を出すことは禁止されています。

○政治家や政治家の後援団体が選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。